読売新聞（2023年1月26日・朝刊3面）

讀　賣　新　聞　　（第3種郵便物認可）

是正取り組み 評価

21年衆院選「合憲」

格差2倍超を容認

2021年10月の衆院選を巡る1票の格差訴訟で、最高裁は25日、17年選挙に続いて再び「合憲」とする判決を言い渡した。最大格差は2倍を超えたが、格差の是正が安定的に図られる制度を導入した点を重視。国会の取り組みを評価する判断を示した。（社会部　板倉拓也、本文記事1面）

2021年衆院選の「1票の格差」訴訟の上告審判決を言い渡した最高裁大法廷（25日）＝代表撮影

■「安定的に持続」

訴訟で焦点となったのは、国会が人口比を反映しやすい「アダムズ方式」の導入を決めた中、17年選挙の後に、格差が2倍を超えたことをどう評価するかという点だった。

衆院小選挙区の定数配分は、16年に改正された衆院選挙区画定審議会設置法（区割り審設置法）により、10年ごとの大規模国勢調査を踏まえ、同方式に基づいて見直されることになった。中間年の簡易調査で格差が2倍以上になった場合にも区割りが改定され、格差が是正される。

スキャナー SCANNER

25日の判決はこの新たな制度について、前回の18年12月判決と同様に「格差を相当程度縮小させた状態が安定的に持続する」と評価。将来的に是正が予定されている中で、一時的に格差が拡大したとしても、その程度が著しく大きくなるなどの事情がなければ「合憲」とするとの基準も示した。

■国会に重い責務

1票の格差訴訟は選挙のたびに起こされてきた。

衆院選では3倍近い格差が容認された時代もあったが、最高裁は11年の判決で、都道府県に1議席を割り振った上で定数配分する「1人別枠方式」が格差を生む主因だと厳しく批判。格差が2・13～2・43倍だった09、12、14年の衆院選を3回連続で「違憲状態」と判断した。

これを受け、国会は「1人別枠方式」を廃止し、アダムズ方式の導入を決定。同方式に基づく選挙は22年以降と見込まれ、17年選挙ではそれまでの当面の対策として、6県の定数を減らす「0増6減」の是正策も実行した。この結果、一連の訴訟が起きて以来、格差は初めて2倍を切り、最高裁としては11年ぶりとなる前回の「合憲」判決が出た。

今回の訴訟の対象となった21年選挙もアダムズ方式の実施は間に合わず、格差は再び2倍を超えた。高裁段階では、投票価値の平等を重視して「違憲状態」とする判決も相次ぎ、全16件の半分近い7件に上った。

だが、最高裁はこの日、「投票価値の平等は選挙制度の仕組みを決める絶対の基準ではない」と言及。2・08倍という格差も含め、今回の選挙には憲法に反するところはないと結論づけた。

この判断には、15人の裁判官のうち、14人が賛同している。

過去3回、衆院選の「違憲状態」判決に関わった千葉勝美・元最高裁判事は「選挙区割り制度の抜本的な見直しという問題については決着がつき、衆院の1票の格差を巡る訴訟に終止符を打つような判断だ」と指摘。その上で「国会には、アダムズ方式を適正に運用するよう重い責務が課されたともいえる」と話した。

■今後の見通し

アダムズ方式に従えば、格差は一定程度縮小した状態が続くが、実際の是正には数年単位の時間はかかる。

学習院大の尾形健教授（憲法）は「人口移動によって著しい格差が生じたり、国会で議論がまとまらずアダムズ方式に基づいた定数配分が行われないまま選挙が行われたりした場合に、再び違憲状態と判断される可能性は残る」としている。

最高裁裁判官15人の判断

合憲
戸倉三郎（裁判官）　山口厚（弁護士・学者） 深山卓也（裁判官）　安浪亮介（裁判官） 岡正晶（弁護士）　堺徹（検察官） 三浦守（検察官）　草野耕一（弁護士） 岡村和美（行政官）　尾島明（裁判官） 林道晴（裁判官）　長嶺安政（行政官） 渡辺恵理子（弁護士）　今崎幸彦（裁判官）
アダムズ方式などの制度には合理性が認められる。最大で2.08倍の格差も著しく大きいとはいえない
違憲・有効
宇賀克也（学者）
国会で更なる格差是正措置が講じられておらず、違憲状態を脱したとはいえない

※カッコ内は出身

衆院1票の格差を巡る最高裁判決と国会の是正策

最高裁判決	国会の是正策
2011年 違憲状態（09年選挙最大格差2.30倍） 1人別枠方式が格差の主因	12年 1人別枠方式の条文を削除
13年 違憲状態（12年選挙同2.43倍） 格差を生む構造的な問題は未解決	13年 格差是正のため、小選挙区の「0増5減」を実施
15年 違憲状態（14年選挙同2.13倍） 「0増5減」以外の見直しはなく、投票価値は不平等	16～17年 アダムズ方式の導入を決定。経過措置として「0増6減」を実施
18年 合憲（17年選挙同1.98倍） アダムズ方式の導入を決め、「0増6減」で格差を縮小したことを評価	21年選挙までに区割りの見直しなどは実施されず
23年 合憲（21年選挙同2.08倍） 格差は今後、是正されることが予定されている	22年 アダムズ方式に基づき「10増10減」を実施

アダムズ方式 都市部に偏り

頻繁な区割り変更懸念

アダムズ方式による新たな格差是正の方法は、1票の格差を安定的に抑えることが期待される一方、頻繁な区割り変更や都市部への定数配分の偏りが生じるといった懸念もある。

国会では昨年11月、アダムズ方式を初めて適用した定数配分で、小選挙区の定数を「10増10減」する改正公職選挙法が成立。東京や神奈川など都市部の5都県は増加した一方、福島や山口など10県は議席を減らした。最大格差は2・096倍から1・999倍に縮小し、次回の衆院選はこの区割りで行われる。

都市部への人口集中が続けば、格差がすぐに2倍以上に広がる可能性もある。また、国勢調査のたびに選挙区割りが変更される恐れもあり、有権者の混乱を招きかねないとの指摘もある。実際、次回の衆院選で新しい区割りとなるのは、25都道府県の140選挙区に及び、全選挙区の半数に上った。

法政大の小黒一正教授（公共経済学）が2021年に実施した分析では、約50年後である75年の試算人口に基づくと、東京で15議席、神奈川で5議席が上積みされ、それぞれ40議席、23議席に増加。一方、地方の多くで1～3議席が減る結果となった。小黒教授は「1票の格差の改善は重要だが、地方にとっては、国政に意見が届きにくくなるという懸念もあるだろう」と指摘している。

21年衆院選 最高裁「合憲」

1票格差2.08倍 「投票平等反せず」

1票の格差が最大2・08倍だった2021年10月の衆院小選挙区選は違憲だとして、弁護士グループが選挙無効（やり直し）を求めた16件の訴訟の上告審判決で、最高裁大法廷（裁判長・戸倉三郎長官）は25日、「合憲」とする統一判断を示した。大法廷は「今後、格差の是正が予定されており、選挙時の格差が著しく大きかったともいえない」と述べた。

最高裁が衆院小選挙区選について「合憲」としたのは、最大格差が1・98倍だった17年選挙に対する18年12月の判決に続き、2回連続。15人の裁判官のうち、裁判長を含む14人の多数意見で、残りの1人は「違憲」の反対意見を付けた。

判決はまず、人口比を定数配分に反映しやすいとして、国会が16年に導入を決めた「アダムズ方式㊟」について、18年12月判決と同様に合理的な選挙制度だと評価した。

今回の選挙は同方式による区割りなどが間に合わず、格差も2倍を超えていた。だが大法廷は、同方式での格差是正が予定されていることや、格差も人口移動によって生じたことを踏まえ、「投票価値の平等に反する状態とはいえない」と指摘。格差自体も「著しいとはいえない」と述べた。

最高裁が国会の取り組みを評価し、2倍超の最大格差を「合憲」としたことで、同方式による運用が定着すれば、今後も「合憲」の判断が続く可能性がある。

最大2・08倍の格差は、議員1人当たりの有権者数が最多の東京13区（約48万人）と最少の鳥取1区（約23万人）の両選挙区間で生じた。2倍以上となった選挙区は29あった。

〈判決要旨29面、関連記事2・3・4・30面〉

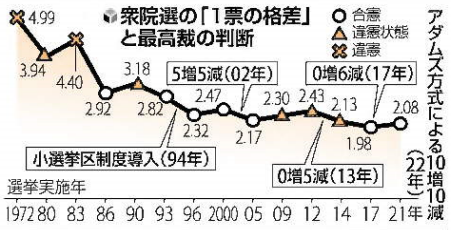

アダムズ方式 人口比例を重視して議員定数を配分する方法の一つ。衆院小選挙区では、各都道府県の人口を「同じ数字」で割り、小数点以下を切り上げた整数を各都道府県の定数とする。小数点以下を切り上げるため、人口が少ない県でも定数2が配分されやすい。米国第6代大統領を務めたアダムズが提唱したとされる。

格差2倍超は「不利益」

21年衆院選 原告、最高裁判決を批判

最大格差が2倍を超えた2021年10月の衆院選「1票の格差」訴訟で、最高裁が25日に示した判断は「合憲」だった。原告の弁護士グループからは不満や批判の声が上がった一方、国側は冷静に受け止めた。

〈本文記事1面〉

「投票価値を平等に扱ってほしいと訴えてきたが、最高裁に理解してもらえずに残念だ」。山口邦明弁護士グループの石井誠一郎弁護士は判決後、東京都内で記者会見し、そう嘆いた。

この日の判決は、国会が人口比を反映しやすい「アダムズ方式」の導入を決め、選挙制度改革を進めたことを評価。この判断は17年選挙に対する18年12月の前回判決と同様だ。

制度が導入される次回の衆院選以降、同方式に従って格差是正が図られれば、今後も合憲の判断が続く可能性がある。山口弁護士は「2倍の最大格差が続けば、日本の選挙制度は良くならない」と述べ、今後も司法の場で争っていく考えを示した。

最高裁判決後、記者会見する原告側の弁護士グループ（25日、東京・霞が関で）

別の弁護士グループの伊藤真弁護士は、21年選挙で格差が2倍を超える選挙区が29に上ったことを挙げ、「有権者が不利益を被っていることに向き合っていない」と批判。合憲の条件がアダムズ方式の実現となっているとし、「物価高など国民生活に直結する課題が山積みの中、正当性のない選挙は許されない。国会は、判決を受け止めて、1人1票を実現する選挙を行ってほしい」と訴えた。

これに対し、公職選挙法を所管する総務省選挙部管理課は「（被告となった）選挙管理委員会側の主張が認められたものと認識している」とコメントした。